○成田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

平成24年3月30日 条例第17号

改正 平成25年3月21日条例第9号 平成25年12月19日条例第33号 平成28年6月22日条例第26号

(設置)

第1条 本市は、良好な地域コミュニティの形成に資するため、市民の自主的な地域活動及び相互の交流を支援する拠点施設として、コミュニティセンターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	
成田市三里塚コミュニティセンター	成田市三里塚2番地	
成田市公津の杜コミュニティセンター	成田市公津の杜4丁目8番地	

(施設の構成)

第3条 コミュニティセンターの施設の構成は、別表第1のとおりとする。

(事業)

- 第4条 コミュニティセンターは、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 地域活動の促進に資する情報の収集及び提供に関すること。
 - (2) 地域活動、福祉の増進及び学習の場の提供に関すること。
 - (3) 地域活動の促進に資する演奏会,演劇会,講演会,展示会,学習講座等の開催のための施設の提供に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティセンターの設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第5条 コミュニティセンターの管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22 年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指 定管理者をいう。以下同じ。)に行わせる。

(管理業務)

- 第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 別表第2及び別表第3に掲げる施設(以下「貸出施設」という。)並び に別表第4に掲げる附属設備(以下「附属設備」という。)の使用の許可, 使用の許可の取消し及び使用の停止並びに原状変更の許可に関する業務

- (2) コミュニティセンターの利用料金(法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)の決定、収受、減免及び返還に関する業務
- (3) 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- (4) コミュニティセンターの維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開館時間等)

- 第7条 コミュニティセンターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、第9条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)がない場合は、月曜日から土曜日までの日(以下「平日」という。)にあっては午前9時から午後7時まで、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(1月1日を除く。以下「休日」という。)にあっては午前9時から午後5時までとする。
- 2 コミュニティセンターのうち、別表第2及び別表第3に掲げる施設以外の 施設を使用することができる時間は、平日にあっては午前9時から午後7時 まで、休日にあっては午前9時から午後5時までとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前各項に規定する時間を変更することができる。
- 4 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、第1項及 び第2項に規定する時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 コミュニティセンターの休館日は、次のとおりとする。

区分	休館日	
成田市三里塚コミュニティ	(1) 1月1日から1月3日まで及び12月	
センター(以下「三里塚コ	29日から12月31日まで	
ミュニティセンター」とい	(2) 月曜日(その日が休日に当たるときは、	
う。)	火曜日とする。)	
成田市公津の杜コミュニテ	(1) 1月1日から1月3日まで及び12月	
ィセンター(以下「公津の	29日から12月31日まで	
杜コミュニティセンター」	(2) 管理運営上必要な日で規則で定める日	
という。)		

- 2 市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日 を定めることができる。
- 3 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用の許可)

- 第9条 コミュニティセンターの施設のうち、貸出施設又は附属設備を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合は、条件を付することができる。

(使用の許可の制限)

- 第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前 条第1項の許可をしないものとする。
 - (1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) コミュニティセンターの設置の目的に反するとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティセンターの管理運営上支障が 生じるおそれがあるとき。

(原状変更の許可)

- 第11条 使用者は、貸出施設又は附属設備に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合は、条件を付することができる。

(使用の許可の取消し等)

- 第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸 出施設又は附属設備の使用の許可を取り消し、又はその使用を停止すること ができる。
 - (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 使用者が第9条第2項又は前条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
 - (3) 使用者が虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
 - (4) 第10条各号のいずれかに該当するとき。

(利用料金)

- 第13条 使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金を支払わなければならない。
- 2 三里塚コミュニティセンターの利用料金は別表第2及び別表第4に定める 額の範囲内において、公津の杜コミュニティセンターの利用料金は別表第3 及び別表第4に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て 定めるものとする。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めると きは、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、規則で定めるとき又は公益上必要があると認めると

きは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第15条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるとき又は必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限等)

- 第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、コミュニティセンターへの入館を制限し、又は退館させることができる。
- (1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) コミュニティセンターの施設,設備,備品等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティセンターの管理運営上支障が生じるおそれがあるとき。

(駐車料金)

- 第17条 公津の杜コミュニティセンターの駐車施設を使用する者は、別表第 5に定める駐車料金を市長に納入しなければならない。
- 2 駐車料金は、駐車施設を出場するときに納入するものとする。
- 3 第14条及び第15条の規定は、第1項の駐車料金について準用する。

(目的外使用及び権利の譲渡等の禁止)

第18条 使用者は、貸出施設又は附属設備を許可の目的外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(原状回復の義務)

- 第19条 使用者は、貸出施設又は附属設備の使用を終了したとき(第12条 の規定により使用の許可の取消し又は停止があったときを含む。)は、直ちに当該貸出施設又は附属設備を原状に復さなければならない。
- 2 前項の規定による原状回復に要する経費は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第20条 故意又は過失によりコミュニティセンターの施設,設備,備品等を 損傷し,又は滅失した者は,これによって生じた損害を賠償しなければなら ない。ただし,市長は,特別の事情があると認めるときは,賠償額の全部又 は一部を免除することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規 則で定める日から施行する。

(平成24年11月規則第78号で、同25年7月1日から施行)

(成田市三里塚コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の廃止)

2 成田市三里塚コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(平成 17年条例第24号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の旧条例の規定に基づき行われた手続その他の行 為は、この条例の相当規定に基づき行われたものとみなす。

(準備行為)

4 市長は、この条例の施行の日前においても、別表第3に掲げる施設及び附属設備の使用の許可その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成25年3月21日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、 公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月19日条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用 料等であって、施行日前に許可等をされたものの額については、この条例に よる改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年6月22日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の目前に、この条例による改正前の成田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の成田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条

例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1

名称	施設
三里塚コミュニティセンター	エントランスホール, サロン, 展示コーナ
	ー, 学習コーナー, 図書室, 多目的ホール,
	控室,会議室,サークル室,和室
公津の杜コミュニティセンター	エントランスホール、サロン、学習室、多
	目的ホール、控室、市民ギャラリー、会議
	室、活動室、ラウンジ、多目的スペース、
	テラス

別表第2

使用区分	利用料金(1日につき)	
多目的ホール (全面)	12,310円	
多目的ホール (半面)	6,150円	
会議室	3,110円	
和室(1室につき)	3,110円	
サークル室	3,110円	

備考

- 1 この表において「1日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 2 次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金の額に加算する。
 - (1)本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が 使用する場合 利用料金の額に100分の50を乗じて得た額
 - (2) 使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」とい
 - う。)を徴収する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額
 - ア 入場料等の最高額が500円以下の場合 利用料金の額に100 分の20を乗じて得た額
 - イ 入場料等の最高額が500円を超え1,000円以下の場合 利 用料金の額に100分の40を乗じて得た額
 - ウ 入場料等の最高額が1,000円を超える場合 利用料金の額に 100分の60を乗じて得た額
 - (3) 使用の許可を受けた時間を超過して使用する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額
 - ア 超過して使用する時間が午後9時までの場合 超過して使用する

時間 1 時間までごとに、利用料金の 1 時間に相当する額に 100 分の 20 を乗じて得た額

- イ 超過して使用する時間が午後9時を超える場合 午後9時を超えて使用する時間30分までごとに,利用料金の30分に相当する額に100分の100を乗じて得た額
- (4) 物品の販売その他の営利を目的とした行為で規則で定めるものを 行う場合 利用料金の額に100分の80を乗じて得た額
- (5) 冷暖房を使用する場合 利用料金の額に100分の40を乗じて 得た額
- 3 2 (1) から (5) までに掲げる場合の 2以上に該当するときは、該当するそれぞれの額を利用料金の額に加算する。
- 4 開館時間以外の時間に使用する場合の利用料金の額は、使用する時間 1時間までごとにこの表に掲げる額の範囲内において、市長の承認を得 て指定管理者が定める額とする。

別表第3

使用区分		利用料金(1日につき)		
多目的ホール		32,910円		
控室(1室)	空室(1室につき) 1,23			
会議室(1室につき)		6,480円		
活動室	スタジオ1	4,420円		
	スタジオ2	7,610円		
	キッチンスタジオ	8,640円		
	工芸スタジオ	5,240円		
市民ギャラリ	リー (全面)	6,480円		

備考

- 1 別表第2の備考の規定(同2(5)の規定を除く。)は、この表の適用について準用する。この場合において、同3中「2(1)から(5)」とあるのは、「2(1)から(4)」と読み替えるものとする。
- 2 利用料金には、冷暖房使用料が含まれるものとする。

別表第4

種別 単位 利用料		利用料金(1回につき)
舞台設備	1台又は1式	3,080円
照明設備	1列,1台又は1式	5, 140円
音響設備	1台,1本又は1式	1,020円
映像設備	1台又は1式	3,080円

楽器	1台又は1式	6,160円
電動収納式移動観覧席	1基	2,050円

備考 利用料金には、割増料を加算しないものとする。

別表第5

自動車の種類	単位		駐車料金
普通自動車	1回につき	2時間を超える30分まで	100円
		ごとに	